

## ❖ 子ども食堂運営ガイドライン ❖

尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱で規定されている「補助対象事業」(第2条)と「補助対象団体」(第3条)についてのガイドラインです。

事前相談時又は申請受付時に、内容について確認させていただきます。

団体名 \_\_\_\_\_

確認年月日 \_\_\_\_\_

	内 容	○又は×
1	子どもに無料又は安価で食事等を提供すること。(目安：200円以内)	
2	食事だけでなく、学習支援や体験活動などコミュニケーションを図る場づくりを行うこと。	
3	営利を目的としないこと。	
4	子ども食堂を運営する団体が、宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。	
	a 運営者又はボランティアの人が特定の人(例えば、信者又は政党の支持者)だけではないこと。	
	b 利用対象者が特定の人(例えば、信者又は政党の支持者)だけではないこと。	
	c 実施場所に、宗教又は政治等に関連する物が置いていないこと。	
	d 実施時間中に、宗教又は政治等に関連する言動をしないこと。	
e	宗教団体又は政治団体等のHP等に活動内容を掲載しないこと。	
5	月1回以上又は年に12回以上実施し、1回の開催時間を2時間以上とすること。	
6	開設時には、常駐できる責任者と活動するスタッフを配置すること。	
7	子ども(18歳未満)の利用が平均して5人以上見込めること。	
8	事業の実施について、学校や町内にチラシを配るなどの周知を行うこと。	
9	利用者の安全管理のため、保険等に加入すること。	
10	衛生管理者研修を受講している、又は、調理師又は栄養士などの資格を持っている人がいること。(氏名： _____)	
11	保健所に相談していること。( _____ 年 _____ 月 _____ 日)	
12	同じ経費に対して、本補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。	
13	年度(4/1~3/31)ごとに事業報告及び決算報告を行うこと。	
14	市が状況確認のため運営場所に行くことについて同意すること。	
15	市主催の子ども食堂運営者会議に参加し、意見交換を行うこと。	

※内容に変更がある場合又は疑義がある場合は、必ず子育て支援課までご連絡ください。



<連絡先>

尾道市役所 子育て支援課児童福祉係

TEL (0848) 38-9205